

定めようとする命令等及び根拠法令条項一覧表

別紙 1

【意見公募対象一覧】

	意見募集対象	根拠規定
(1)	電波法施行規則等の一部を改正する省令案 (電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)、無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和56年郵政省令第37号))	電波法(昭和25年法律第131号)第4条第3号、第28条、第29条、第38条、第38条の6第1項(第38条の31第4項において準用する場合も含む。)及び第38条の33
(2)	平成元年郵政省告示第42号(特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件)の一部を改正する件(告示)	電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第6条第4項第2号
(3)	平成元年郵政省告示第49号(特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件)の一部を改正する件(告示)	無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第49条の14
(4)	平成18年総務省告示第659号(別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件)の一部を改正する件(告示)	無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)別表第2号第28
(5)	平成23年総務省告示第507号(構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件)の一部を改正する件(告示)	無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)別表第1号注34